

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 0 2 水道給・配水施設漏水通報待機業務委託
	履行場所	南相馬市原町区内（対象施設 水道配水管及び給水装置）
	種類	業務委託
	概要	漏水通報により水道水か否かの現場確認作業及び修繕工事の実施時期の判断並びに緊急時の現場処理をするもの。
相手方	名称	南相馬市管工事協同組合
	代表者	代表理事 齊藤 一美
	所在地	南相馬市原町区二見町二丁目 99-6
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本委託業務は漏水通報に伴う水道施設からの漏水か否かの確認及び修繕工事の実施時期の判断並びに緊急時の現場対応など、高度な技術力と判断力を必要とするため、市内の給・配水施設を熟知しており漏水修理及び水道管布設工事の実績がある組合員で構成する南相馬市管工事協同組合と随意契約したい。</p>	
工事等担当課名 { 水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000003 南相馬市災害廃棄物処理業務委託
	履行場所	南相馬市地内
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物について、管理、分別、運搬・処分等の各業務を行うもの。
相手方	名称	一般社団法人福島県産業廃棄物協会
	代表者	会長 佐藤 俊彦
	所在地	福島県福島市中町 4 番 20 号 みんなゆうビル 4 階 405 号室
根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>東日本大震災により大量に発生した災害廃棄物については、本市の対処能力を遥かに超えた規模であり、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、福島県は一般社団法人福島県産業廃棄物協会との間で「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」を平成 19 年 3 月 27 日付けで締結しており、同協定第 3 条に基づき、南相馬市への緊急支援を同協会に要請し、上記業者が平成 23 年 7 月 1 日より受託し遂行してきた経過がある。</p> <p>同協会は廃棄物処理法及び廃棄物処理の技術に精通しており、県内産廃処理業者を掌握し、本業務を遂行するにあたり、上記の知識や経験を有する技術者を協会内に多数確保するなど、緊急業務に対応した迅速かつ的確な応援体制を構築し得る組織体制を有しており、災害廃棄物処理事業に係る管理、分別、運搬・処分等の各業務を包括的に行うことのできる唯一の業者であり、震災以降続いてきた災害廃棄物処理を 28 年度で完了させる予定であることから、引き続き上記業者と随意契約をするものである。</p>	
工事等担当課名 { 生活環境課 }		

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000004 自家用電気工作物保安管理業務委託
	履行場所	小中学校21校
	種類	業務委託
	概要	学校施設の電気事業法に基づく保安管理業務である各種点検（月次点検、年次点検、臨時点検等）を行い、又、事故発生時の指導助言、立入検査をするなど施設の安全確保を図る保守点検業務を行う。
相手方	名称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代表者	事業本部長 茂木 康雄
	所在地	福島県福島市矢剣町1番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託は、自家用電気工作物の機能を維持し、円滑な運用を図るため、保安管理業務を実施しようとするものである。</p> <p>そのためには、当該設備に精通した熟練技術者を多数擁し、かつ設備状況を十分把握し、技術的保障を確保し、短時間での業務遂行が可能である業者でなくてはならない。また、いつ起きるかわからないトラブルに即座に対応でき安全面を考慮することが必要であることから、このような体制を構築可能な業者は当市においては上記業者のみであり、随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 [教育総務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000008 浄化槽清掃業務委託(原町区小中学校)
	履行場所	小中学校7校
	種類	業務委託
	概要	浄化槽法第9条及び第10条の規定に基づき、原町区小中学校の8基について、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年1回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相手方	名称	株式会社昭和衛生センター
	代表者	代表取締役 田原義久
	所在地	南相馬市原町区日の出町496番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に基づき、南相馬市では区毎に浄化槽清掃を行う許可業者を3社としている。原町区については当該業者が指定の業者であり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃業許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 [教育総務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 0 9 浄化槽清掃業務委託(鹿島区教育施設)
	履行場所	鹿島小学校、八沢小学校、南相馬市学校給食センター
	種類	業務委託
	概要	浄化槽法第9条及び第10条の規定に基づき、鹿島区教育施設の4基について、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年1回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相手方	名称	門馬清掃有限会社
	代表者	代表取締役 門馬 広毅
	所在地	南相馬市鹿島区江垂字深町5 - 1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に基づき、南相馬市では区毎に浄化槽清掃を行う許可業者を3社としている。鹿島区については当該業者が指定の業者であり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃業許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 [教育総務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 1 1 自家用電気工作物保安管理業務委託（原町水道事業）
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種類	業務委託
	概要	受電設備、配電設備、電気使用場所の設備、非常用予備発電機等の保安管理業務を行うものである。
相手方	名称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代表者	事業本部長 茂木 康雄
	所在地	福島県福島市矢剣町1番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託は、自家用電気工作物の機能を維持し円滑な運用を図るため、保安管理業務を実施しようとするものである。</p> <p>そのためには、当該設備に精通した熟練技術者を多数擁し、かつ設備状況を十分把握し、技術的保障を確保し、短時間での業務遂行が可能である業者でなくてはならない。また、いつ起きるかわからないトラブルに即座に対応でき安全面を考慮することが必要であることから、このような体制を構築可能な業者は当市においては上記業者のみであり、随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 { 水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000013 農業集落排水処理施設維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市 鹿島区浮田字浮田 地内外
	種類	業務委託
	概要	農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ場維持管理業務を委託する。
相手方	名称	相双衛生(株)
	代表者	代表取締役 渡部周二
	所在地	南相馬市原町区上渋佐字原田176番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本施設（501人槽以上）の維持管理を行うにあたり必要である浄化槽技術管理者の資格を有するのは市内において上記業者のみであるため随意契約する。</p>	
工事等担当課名〔 下水道課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 0 1 4 南相馬市水道料金徴収等業務委託
	履行場所	建設部水道課・下水道課（南相馬市原町区三島町一丁目 43 番地の 1）
	種類	業務委託
	概要	水道料金等算定に係る検針、調定、収納、滞納整理業務等の徴収業務 給水装置工事申請受付等業務 排水設備工事申請受付等業務
相手方	名称	株式会社 日本ウォーターテックス
	代表者	代表取締役 増田 眞理
	所在地	埼玉県幸手市緑台一丁目 1 9 番地の 1 1
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、原町区及び小高区に設置されている水道メーターの隔月検針を、月に約 1 万件行うため、その道順やメーター位置の特定、検針票の正確な投函等の業務を正確に遂行することが求められるが、当該業者については震災以前から当該地域で徴収業務を行っているため、円滑に業務を遂行することができる。また、滞納整理業務についても、当該業務に精通し、高い収納率の確保に努めている。</p> <p>このことから、相手方の変更に伴い効率性や市民サービスの低下等、業務の連続性を確保できなくなる可能性が高いと判断される。</p> <p>業務の規模、専門性、特殊性を考慮すると、経済性、効率性を確保し、市民サービスの連続性を維持する必要があるため、これまで当該業務を受託し業務を遂行している当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [水道課・下水道課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000021 水道施設管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種類	業務委託
	概要	牛越浄水場及び牛来浄水場の中央監視業務等を行うものである
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目 78 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [水道課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 428200026 平成28年度 南相馬市職員ストレスチェック実施業務委託
	履行場所	南相馬市役所総務課
	種類	業務委託
	概要	南相馬市職員のストレスチェックについて、調査表の作成、データ処理、未受検者・高ストレス者の報告、結果票作成、集団分析、データ管理等を行い、実施者及び実施事務従事者等に各帳票、データ等を納品するもの。
相手方	名称	有限会社 アサカサービスセンター
	代表者	代表取締役 二宮 瑠依子
	所在地	福島県郡山市安積町笹川字経坦45
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、精神保健福祉士や臨床心理士を社内には有し、ストレスチェックの共同実施者として計画や運用のコンサルティングができ、データ処理を再委託せずに処理できる県内唯一の業者であるため。</p>	
工事等担当課名 [総務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000027 南相馬チャンネル管理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区・鹿島区・原町区地内
	種類	業務委託
	概要	南相馬チャンネルのコンテンツ制作及び放送施設の保守管理を行う。
相手方	名称	有限会社フィッシュアイ 南相馬スタジオ
	代表者	代表取締役 高橋 秀忠
	所在地	福島県南相馬市原町区信田沢字下信田 3 2 8 番地の 3
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該事業者は、これまで南相馬チャンネルのコンテンツ制作や機器保守の実績があり、市内に事業所を有していることから、放送機器に不具合等が発生した場合でも早急に対応が可能な唯一の事業者である。</p>	
工事等担当課名 [秘書課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000029 エレベーター保守点検
	履行場所	南相馬市庁舎
	種類	業務委託
	概要	定期的な保守点検により庁舎内エレベーターの機能維持を図る。
相手方	名称	株式会社 日立ビルシステム東北支社
	代表者	支社長 備前 秀一
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町 3-1-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該エレベーターについては、日立製のエレベーターであり、当該業者以外では保守点検を行うことができないため、随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 { 財政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4282000030 税務申告支援システム運用サポート業務委託
	履行場所	税務課
	種類	業務委託
	概要	住民税の申告・課税業務で、平成24年度から運用している税務申告支援システムの各種サポート業務について委託するもの。
相 手 方	名称	株式会社 日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>申告業務においては、税務申告支援システム及び住民情報システムそれぞれにおいて、各種データの抽出及び加工処理を行う必要があるが、データの抽出・加工には各システムのデータベースを直接操作する必要がある。</p> <p>このため、外部委託業者には両方のシステムに精通し正確に作業ができること、また、万が一、既存データ及び機能に不具合が発生した場合も迅速に対応できることが求められるが、両方のシステムのデータベースの操作ができ、各種業務を限られた期間内に正確かつ迅速に完了することができるのは、(株)日立システムズのみであることから、地方自治法施行令第167条の2第2号の理由により、(株)日立システムズとの随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 税務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 3 1 平成28年度固定資産税納税通知書等作成業務委託
	履行場所	総務部税務課資産税係ほか
	種類	業務委託
	概要	平成28年度固定資産税納税通知書等作成するにあたり、課税に必要なデータを作成し、納税通知書等に当該データの印字を行うもの。
相手方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、賦課処理から納税通知書作成までの業務を委託するものであり、当該システムの納入業者でなければ既存データ及び機能との不整合等が発生した場合の対応ができない。また、納税通知書の大量一括処理は専門の機械で処理をすることを前提としたカスタマイズとなっているが、システムの運用方法やカスタマイズに精通している業者でなければ業務を履行することができないため、賦課処理から納税通知書等発送までの短期間における大量処理ができる上記業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [税務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000032 ICT活用在宅介護システム管理運営業務委託
	履行場所	南相馬市原町区橋本町地内
	種類	業務委託
	概要	ICTを利用して在宅介護を推進するため、ICT活用介護システムの適正な管理運営を行う。
相手方	名称	特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーク共働機構 相双支部
	代表者	支部長 田中 章広
	所在地	南相馬市原町区旭町3-38
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>現行の在宅介護システムは、上記業者が独自に開発したシステムであることから、当該システムを熟知している当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000033 イントラネット保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所 外30施設
	種類	業務委託
	概要	イントラネットの保守を委託し、情報通信のセキュリティを確保するとともに、安心して業務が執行できる環境を整備する。
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	福島法人営業部門長 吉宗俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>市のイントラネットに係るセキュリティ設定は、市とイントラネット構築業者である上記業者と協議のうえ決定している。競争入札とするにはセキュリティ設定を公開しなければならず、設定を公開することでイントラネットのセキュリティを保つことが困難になるため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000034 行政情報システム保守業務委託
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	行政情報システムの保守を行うことで、安定的な運用を図る。
相手方	名称	日本電気株式会社 福島支店
	代表者	支店長 大野 淳一
	所在地	福島県福島市本町5番5号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>行政情報システムの著作権は同システムの構築業者が所有していることから、他業者では保守業務が行えないため、構築業者である当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000035 住民情報システム保守業務委託
	履行場所	情報政策課 外
	種類	業務委託
	概要	住民情報システムにおける、ソフトウェア及びハードウェアの保守業務
相手方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 掘谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>住民情報システムの著作権は同システムの構築業者が所有していることから、他業者では保守業務が行えないため、構築業者である当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000036 住民情報システム仮想化機器等保守業務委託
	履行場所	情報政策課 外
	種類	業務委託
	概要	住民情報システム仮想化機器等における、ソフトウェア及びハードウェアの保守業務
相手方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 住民情報システム仮想化機器等に係る保守業務は、現行の住民情報システムの保守業者でなければ行うことができないため、当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 [情報政策課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000037 地図情報システム保守業務委託
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	地図情報システムの保守を行うことで、安定的な運用を図る。
相手方	名称	株式会社パスコ 福島支店
	代表者	支店長 野呂英樹
	所在地	福島県福島市栄町6番6号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は地図情報システムの開発元である上記業者でなければ行うことができないため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 情報政策課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000038 超高速インターネット光ファイバ網保守業務委託
	履行場所	南相馬市小高区・鹿島区地内
	種類	業務委託
	概要	小高区・鹿島区に展開する超高速インターネット光ファイバ網の通信用機器を保守管理することで、安定的運用を図るもの。
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	福島法人営業部門長 吉宗俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>超高速インターネット光ファイバ網は、南相馬市民に対し超高速インターネットサービスを提供する通信事業者に貸し出すため敷設したものであり、南相馬市において超高速インターネットサービスを提供できる通信事業者は上記業者のみであることから、当該保守業務についても貸し出しを行う上記通信業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 情報政策課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000039 電算システム運用支援業務委託
	履行場所	情報政策課 他
	種類	業務委託
	概要	南相馬市で稼働している電算システムにおける業務処理の管理フォローや運用支援を行うことで、安定的な電算業務の執行を図るもの。
相手方	名称	(株)FSK
	代表者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所在地	いわき市内郷厩町三丁目168
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、電算関連業務全般に関するコンサルタント業務、住民情報システムに関する運用支援業務及び市が独自に導入したシステムに係る運用支援業務を行うものである。当該業務を全て行うことができる業者は上記業者のみであることから、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000040 ウェブカメラ維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区、小高区地内及びデータセンター内
	種類	業務委託
	概要	避難指示区域内に設置整備したウェブカメラからの映像を、未だ帰還できない市民に、南相馬市のホームページ及び南相馬チャンネルにより閲覧できるように運用し、帰還の持続と地域犯罪の抑制を図るとともに、併せて、気象観測装置からの気象情報の提供を行うためにウェブカメラシステム全般の維持と管理を行う。
相手方	名称	株式会社 メディアシステム
	代表者	代表取締役 渡邊 弘志
	所在地	福島市御山字稻荷田 83-2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 当該業務は、各機器の動作状態の確認、サーバーを設置しているデータセンターからの遠隔確認等を行うものであることから、ハードウェア・ソフトウェアの内容を理解し、システムに支障をきたさぬよう的確に業務を行える当該システムの設置業者である当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 { 企画課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000041 旧警戒区域内一時帰宅交通支援事業マネジメント業務委託
	履行場所	企画課
	種類	業務委託
	概要	旧警戒区域の一時帰宅に関し、移動手段に支障をきたしている仮設住宅入居者等を対象として、ジャンボタクシーを運行し、一時帰宅の支援を図る。
相手方	名称	国立大学法人 福島大学
	代表者	学長 中井 勝己
	所在地	福島県福島市金谷川1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>一時帰宅交通支援事業については、単なるタクシーの運行だけではなく、事業の周知・広報業務、運行計画立案・利用者サービス立案業務、予約配車業務、利用者調査業務等も含まれ、さらに東北運輸局との協議も必要とすることから、タクシー会社のみでは迅速な事業展開が難しい事業である。</p> <p>福島大学は、公共交通を専門的に調査、研究しており、当該業務である上記業務を全て遂行できる能力を有していることから、福島大学との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [企画課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000042 防災行政無線システム保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種類	業務委託
	概要	防災行政無線システムにおける、ソフトウェア及びハードウェアの保守点検業務
相手方	名称	日本電気株式会社福島支店
	代表者	支店長 大野 淳一
	所在地	福島県福島市本町5番5号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項8	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 当該業者は、本市防災行政無線システムの機器及びシステムを構築した施工業者であり、ソフトウェア及びハードウェアの保守点検を実施する上で機器及びシステム構成を熟知しているため、適切な運用を確保できる業者であることから、当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 [危機管理課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 5 2 南相馬市災害廃棄物処理管理業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物について、処理の進捗管理及び数量の把握を行うとともに、業務発注支援等を行い計画的な処理の支援を行うもの。
相手方	名称	応用地質株式会社 福島支店
	代表者	支店長 菖蒲 幸男
	所在地	福島県福島市三河南町 1 1 番 1 0 号
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>災害廃棄物処理の管理については、当該業者に平成 26 年 7 月より業務委託を行っているところであり、また、平成 28 年度は災害廃棄物処理の最終年度ということでもあるので、速やかに本業務を遂行でき、復旧復興の業務が円滑に行える情報等を蓄積している当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 [生活環境課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000054 原ノ町駅前駐輪場管理業務委託
	履行場所	原ノ町駅西口駐輪場他
	種類	業務委託
	概要	原ノ町駅前駐輪場利用者に対して、自転車等を所定の場所に規則正しく駐輪するなど、利用の遵守を指導する。
相手方	名称	公益財団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	伊藤 博人
	所在地	福島県南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [生活環境課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000055 南相馬市防犯カメラシステム設備保守業務委託(旧警戒区域内)
	履行場所	南相馬市小高区大井字深町地内外
	種類	業務委託
	概要	市内19箇所(小高区16箇所、原町区3箇所)に設置した防犯カメラシステム設備について専門的見地から、点検、測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の処置を適切に講ずるもの。
相手方	名称	株式会社メディアシステム
	代表者	代表取締役 渡邊 弘志
	所在地	福島市御山字稲荷田83番地2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、防犯カメラシステム設備の設置業者であり、機器の内容を熟知しており確実な保守体制のもと安定的かつ円滑な機器のメンテナンスの技術を有していることから、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 生活環境課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000056 南相馬市防犯カメラシステム設備保守業務委託(旧警戒区域外)
	履行場所	南相馬市原町区旭町二丁目地内外
	種類	業務委託
	概要	市内8箇所(原町区3箇所、鹿島区3箇所)に設置した防犯カメラシステム設備について専門的見地から、点検、測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の処置を適切に講ずるもの。
相手方	名称	株式会社メディアシステム
	代表者	代表取締役 渡邊 弘志
	所在地	福島市御山字稲荷田83番地2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、防犯カメラシステム設備の設置業者であり、機器の内容を熟知しており確実な保守体制のもと安定的かつ円滑な機器のメンテナンスの技術を有していることから、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 生活環境課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000057 生涯学習センター(原町、ひばり)施設管理業務委託
	履行場所	原町、ひばり生涯学習センター
	種類	業務委託
	概要	原町・ひばり生涯学習センターの、夜間・休祝日における適切な施設利用と、管理運営を図るため管理人による施設管理業務を行う。
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔文化スポーツ課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000058 年金生活者等支援臨時福祉給付金支給業務委託
	履行場所	南相馬市役所（社会福祉課）
	種類	業務委託
	概要	国の消費税引き上げに際し、低年金受給者に与える負担の影響に鑑み、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に暫定的・臨時的措置として、給付金を支給するためのシステムの整備及び、給付業務（人件費含む）等の業務を委託するものである。
相手方	名称	株式会社 F S K
	代表者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所在地	いわき市内郷御厩町3 - 168
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、住民情報システムと連携したシステムを使用する必要があり、株式会社F S Kは住基システムを取り扱う株式会社日立情報システムズのパートナー会社であることから、内容に精通しており、また、平成27年度の臨時福祉給付金事務についても業務を受託しており、住基システム臨時福祉給付金システムに対応できるのは県内でも株式会社F S Kのみであることから、円滑に業務を遂行するにあたり株式会社F S Kとの随意契約を行うもの。</p>	
工事等担当課名〔 社会福祉課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 0 5 9 障がい者医療費助成システム改修業務委託
	履行場所	南相馬市（社会福祉課）
	種 類	業務委託
	概 要	障がい者医療費助成システム機能について、必要な改修・機能追加を行うもの。
相 手 方	名 称	株式会社 日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 堀谷 敦
	所 在 地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15 - 1 ルナール仙台
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>現在使用しているシステムは、本市の基幹システムの一部であることから、開発業者かつ基幹システムの導入管理業者である日立システムズへの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 社会福祉課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000060 高松ホーム 施設内清掃業務委託
	履行場所	南相馬市高松ホーム
	種類	業務委託
	概要	施設内の環境美化及び衛生管理のため、清掃（週3回）作業を行う。
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務（清掃業務）であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有している。</p> <p>また、高齢者の就業機会の拡大と社会参加に寄与するため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 高松ホーム }		

* 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものでありため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4282000061 高松ホーム給食業務委託
	履行場所	南相馬市高松ホーム
	種類	業務委託
	概要	高松ホーム入所者に対する給食業務及びこれに付随する業務 調理作業管理業務として、施設で作成する献立表に基づき作業計画書を作成し、調理・盛り付け・配膳・下膳・食器消毒等までを行う。 材料管理業務として、給食食材の発注、調達、点検、保管及び在庫管理等を行う。 衛生管理業務として、施設・器具の衛生管理、給食食材の衛生管理等を行う。 その他の業務として、衛生管理業務及び施設管理業務等があり、給食業務仕様書の分担に基づき、施設と連携して業務を行う。
相 手 方	名称	有限会社 マルヨシ
	代表者	代表取締役 二階堂 文暁
	所在地	南相馬市原町区桜井町2-232-3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 上記事業者については、栄養管理や食中毒等の衛生管理面など、当施設給食業務に長年精通しており、27年度中の業務についても安定した業務を遂行している。 当施設においては、個々の食事対応形態や傾向を把握し、入所者それぞれに合った給食を提供する必要があることから、業務を熟知している人員の確保を含め安定した給食業務の継続が可能な業者は、上記事業者のみであるため随意契約するものである。	
	工事等担当課名 { 高松ホーム }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000062 旧警戒区域内農地保全管理(原町区)業務委託
	履行場所	南相馬市原町区江井字堀内前地内 外
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災に伴い発生した津波及び福島第一原子力発電所の影響により避難及び農産物生産の中止を余儀なくされた半径20km圏内(旧警戒区域)の農地において、荒廃抑制・保全管理を行う。
相手方	名称	原町南部復興組合
	代表者	宝玉義則
	所在地	南相馬市原町区江井字堀内前21-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記復興組合は、地域の農業者等が構成員であることから、営農再開のための保全管理を実施する農用地の所在地及び地権者について熟知しており、農用地の保全管理に適した作業機器等を保有していることから、当該事業の実施に必要な地権者からの同意取得及び保全管理作業を迅速且つ的確に遂行できる唯一の事業者であるため、当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 農政課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000063 放射性セシウム水稻吸収抑制調査等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区中太田地内
	種類	業務委託
	概要	農業の再生を進めるため、大学と連携して水稻の実証栽培を実施し、農地・農業用水に関する放射性物質対策の効果について調査・検証を行う。
相手方	名称	国立大学法人 新潟大学
	代表者	学長 高橋 姿
	所在地	新潟県新潟市西区五十嵐2の町8050
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 平成25年産米で放射性セシウムの基準値100Bq/kgを超える放射性セシウム濃度が検出された米（以下、「基準値超過米」と言う。）が発生したことから、農業の再生を推進すべく基準値超過米の発生防止に向けた生産技術の早期確立が必要なため、実証ほ場を設置し調査・検証を実施するものである。 本件について、本件を実施するための技術、及び平成25年産米の基準値超過米の発生したほ場に係る調査基礎数値を有していること、並びに他の研究機関等及び地元生産農家との協力体制が確立していることがなければ実施できないものである。 本契約の履行にあたっては、試験栽培の実施主体が試験栽培の過程を通じて同一でなければ試験栽培の目的達成に支障が生ずるおそれがあることから、既に平成25年度において基準値超過米が発生したほ場にて放射性物質の影響等調査の実績があり、円滑かつ適切な対応が期待できる上記契約相手方と随意契約するものである。	
	工事等担当課名〔 農政課 〕	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 0 6 4 横川ダム施設維持管理業務委託
	履行場所	横川ダム管理事務所
	種類	施設の維持管理
	概要	横川ダム貯水池周辺及び幹線水路等の除草清掃、受益地内の水路巡視及び簡易な施設維持管理業務を委託するもの。
相手方	名称	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記業者のシルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 農林整備課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4282000065 原子力災害対応雇用支援事業 「地域産業情報収集発信事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	企業・事業所、空き店舗等の情報を収集し、発信できるデータベースのシステム構築業務を委託し、市内事業所の販路拡大や企業間交流による新たな事業展開、新規事業の創出への支援策につなげる事業を行うことにより、新たな雇用の場の確保を図る。
相 手 方	名 称	ダイコー株式会社
	代 表 者	代表取締役 大内 正幸
	所 在 地	南相馬市原町区錦町1 - 154
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 ダイコー株式会社は、当初のシステム設計・構築から担当した開発業者であり、システム構成を熟知していることから適切な運用を図ることが可能である。また、将来的にデータベースの更新に係る編集操作性の向上を図り、当該業務の確実な遂行と当該業務目的を達成できるのはダイコー株式会社のみであることから、当該事業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 { 商工労政課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000066 原子力災害対応雇用支援事業 「被災事業所等復興支援事業」業務委託
	履行場所	南相馬市放射線対策総合センター
	種類	業務委託
	概要	地域における商工業振興を担うコーディネーター役を業務委託し、放射線対策総合センターにおいて、被災事業者等の復興支援、起業者支援を行うことで産業の復興及び雇用の創出・確保を図る。
相手方	名称	株式会社 ゆめサポート南相馬
	代表者	代表取締役社長 高橋 隆助
	所在地	南相馬市原町区本町1-111
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該事業の主たる目的である、被災事業者の経営相談や起業相談は、相談者に対して継続した対応が必要である。さらに、産業の復興及び雇用の創出、確保のため、市内の事業者や大学、研究機関等との連携が重要となる。</p> <p>以上の理由から、当該業務の目的を達成できる事業者は上記事業者しかいないため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000067 工業製品放射線測定業務委託
	履行場所	商工労政課
	種類	業務委託
	概要	市内企業に対する放射線風評被害抑制のため、工業製品の放射線量の測定、放射線関連の技術アドバイス、測定結果報告書作成等を行う。
相手方	名称	株式会社ゆめサポート南相馬
	代表者	代表取締役社長 高橋隆助
	所在地	南相馬市原町区本町一丁目111番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、放射線に対する専門的知識及び技術を要することから、独立行政法人産業技術総合研究所の指導を受け、平成23年度から当事業を受託している放射線の専門知識及び技術を有する上記事業所と随意契約する。</p>	
工事等担当課名〔 商工労政課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4282000068 福島県緊急雇用創出事業「南相馬ロボット産業推進事業」業務委託
	履行場所	商工労政課
	種類	業務委託
	概要	地域の工業生産を回復させ、基盤産業である機械工業関連産業の復興のため、原発作業や除染作業などに使用するロボットの研究・開発や、ロボット技術分野への連携、参画などにより、新分野への進出を促進し、南相馬市をロボット関連産業の拠点とするための事業を行うことにより、新たな雇用の場の確保を図る。
相 手 方	名称	(株)ゆめサポート南相馬
	代表者	代表取締役社長 高橋 隆助
	所在地	南相馬市原町区本町1-111
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、地域の産業復興と基盤産業である機械工業関連産業の復活のため、原発対策の関連産業のなかで、本市をロボット関連産業の拠点とすることを旨とするもので、上記事業者は、震災以前より、基盤産業の育成支援に携わり、南相馬市ロボット産業協議会の事務局を務めなど、関連する事業の実施及び関係機関との連携を行ってきた実績から、本事業の業務内容に熟知しており、さらなる発展も期待できることから、本事業の目的を達成できる上記事業者と随意契約とする。	
	工事等担当課名 { 商工労政課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4282000069 復興支援ツアー誘致事業業務委託
	履行場所	野馬追通り銘醸館（南相馬市原町区本町二丁目52番地）
	種類	業務委託
	概要	甚大な被害を受けた観光産業を復興させるため、本市へのツアーを実施した旅行事業者に対し助成金を支給して旅行者を呼び込むことで、本市の現状を見ていただき、風評被害の払拭と市内消費拡大による地域経済の復興を図る。 委託内容 助成金支給業務 復興支援ツアーを実施した旅行事業者に対し助成金を支給する 復興支援ツアー助成金制度周知業務 ホームページによる本事業のPR及び旅行事業者への宣伝活動を行う 南相馬市観光ボランティアガイド窓口業務 南相馬市観光ボランティアガイドの申請受付及びボランティアガイドの連絡調整を行う
相 手 方	名称	一般社団法人 南相馬観光協会
	代表者	会長 鈴木 清重
	所在地	南相馬市原町区本町二丁目52番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業を受託し効果を上げるには、本市の観光産業に深く精通するとともに、市内事業者等とのネットワークが構築されている必要がある。その条件を満たしているのは南相馬観光協会のみであり、当該業者は市内の経済団体をはじめ多くの事業所の会員から成り立っているため、会員相互の連携によりツアー実施に向けたプログラム作成や誘客活動にも優位性が高いほか、野馬追通り銘醸館の指定管理者も兼ねており、年間を通じた自主事業やイベントの開催、本市独自の名産品販売をツアープログラムに盛り込むことにより、より一層の観光客誘致と顧客サービスの充実を図ることが可能であることから、当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 [観光交流課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000071 田舎暮らし体験支援事業助成業務委託
	履行場所	農家民宿かあちゃんの会
	種類	業務委託
	概要	田舎暮らし体験支援事業助成金交付要綱に基づき、体験プログラム助成金交付申請書の受付・助成金の支給等を行うこと。
相手方	名称	農家民宿かあちゃんの会
	代表者	会長 森 キヨ子
	所在地	南相馬市原町区金沢字追合116番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業は、市内で田舎暮らし体験を提供する農家民宿等に対して、体験プログラム料金を助成し、体験者の負担を軽減することにより、多くの観光客に体験プログラムを体験してもらい、交流人口の拡大を図るもので、この事業を履行できる業者は、市内の農家民宿で構成され、会員相互の連携により多様な体験プログラムの提供、情報の発信を行う農家民宿かあちゃんの会のみであるため、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 観光交流課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 7 2 小高区道路維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区内
	種類	業務委託
	概要	小高区内市道の円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するために、草刈、側溝等道路施設の清掃等の維持管理を行う。
相手方	名称	南相馬市小高建設業組合
	代表者	組合長 玉川光信
	所在地	福島県南相馬市小高区藤木1丁目30番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本委託は、主に人力による市道の維持管理を行うものであり、現在土木作業員の確保が困難な中で、南相馬市小高建設業組合には10社が加入し作業員の確保ができること、また、小高区内全域の市道状況を把握しており、市からの緊急的な業務にも対応可能であることなど、本業務を遂行できるのは上記組合のみであるため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [土木課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 0 7 3 鹿島区道路維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区内
	種類	業務委託
	概要	鹿島区内市道の円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するために、草刈、側溝等道路施設の清掃等の維持管理を行う。
相手方	名称	南相馬市鹿島建設業組合
	代表者	組合長 加藤幸男
	所在地	福島県南相馬市鹿島区川子字滝沢 153 - 1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本委託は、主に人力による市道の維持管理を行うものであり、現在土木作業員の確保が困難な中で、南相馬市鹿島建設業組合には6社が加入し作業員の確保ができること、また、鹿島区全域の市道状況を把握しており、市からの緊急的な業務にも対応可能であることなど、本業務を遂行できるのは上記組合のみであるため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [土木課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000075 市営住宅植栽管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区仲町三丁目(仲町団地)地内外
	種類	業務委託
	概要	市営住宅(仲町・桜井町・国見町・二見町・東町・三島町・北長野・中里・日の出町・大町西)の植栽を管理し、快適な生活環境を確保する
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な業務であり、当該業者は当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [建築住宅課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000076 エレベーター保守点検業務委託(大町西団地・大町東団地)
	履行場所	大町西団地・東団地
	種類	業務委託
	概要	定期的な保守点検により団地内エレベーターの機能維持を図る。
相手方	名称	東芝エレベータ株式会社 東北支社
	代表者	支社長 瀬川 正二郎
	所在地	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル10階
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該エレベーターの設置業者であり、当該業者以外では保守点検を行うことができないため、随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 [建築住宅課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000078 応急仮設住宅等避難者生活支援業務委託
	履行場所	南相馬市内の各仮設住宅及び相馬市の南相馬市管理仮設住宅
	種類	業務委託
	概要	仮設住宅入居者へ声かけ等の巡回をしながら入居者の安否確認や相談を行なうとともに、入居状況の確認、入居者の今後の意向調査、入居者からの修繕依頼や要望に対する対応、仮設住宅の管理運営（自治会）への協力、仮設住宅の維持管理を行なう。
相手方	名称	(株)ワールドインテック福島
	代表者	代表取締役 本多 信二
	所在地	福島県郡山市中町 15 番 9 号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>平成23年から福島県の緊急雇用対策事業の絆づくり事業として、福島県において継続して行っていたが、福島県での事業見直しにより各市町村において行うこととなり、これまでの継続性や、今後避難者の住宅再建等の相談や調査が増えることが予想されるため、実績のある当会社と契約することとしたい。</p>	
工事等担当課名 { 建築住宅課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000080 南相馬市帰還支援一時宿泊所施設維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北長野字南原田143番地の1 雇用促進住宅北長野宿舍1号棟5階(4住戸) 内外
	種類	施設の維持管理
	概要	雇用促進住宅北長野宿舍1号棟5階4住戸を市が賃借して設置する帰還支援一時宿泊所の運営に際し、利用者に対する入所説明、鍵の管理、定期清掃等、施設の維持管理業務を委託するもの。
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	<input checked="" type="checkbox"/> 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は軽易な施設管理業務であり、上記業者（南相馬市シルバー人材センター）は、当該業務を的確に遂行できる人的能力並びに当該業務に係る平成26年度及び平成27年度における実績を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、事業最終年度である平成28年度もシルバー人材センターとの随意契約を行う。</p>	
工事等担当課名〔 建築住宅課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 8 2 応急仮設住宅浄化槽清掃業務委託(原町区)
	履行場所	原町区仮設住宅内 10 基
	種類	業務委託
	概要	浄化槽法第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づき、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年 1 回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相手方	名称	株式会社昭和衛生センター
	代表者	代表取締役 田原義久
	所在地	南相馬市原町区日の出町 4 9 6 番地
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 1 項に基づき、南相馬市では区毎に浄化槽清掃を行う許可業者を 3 社としている。原町区では上記会社であり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 { 建築住宅課 }		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 8 3 応急仮設住宅浄化槽清掃業務委託 (鹿島区)
	履行場所	鹿島区仮設住宅内 116 基
	種類	業務委託
	概要	浄化槽法第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づき、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年 1 回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相手方	名称	門馬清掃有限公司
	代表者	代表取締役 門馬 広毅
	所在地	南相馬市鹿島区江垂字深町 5 - 1
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 1 項に基づき、南相馬市では区毎に浄化槽清掃を行う許可業者を 3 社としている。鹿島区では上記会社であり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 [建築住宅課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 8 4 旧警戒区域内農地保全管理（小高区津波被災地区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区塚原字浜田地内外
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故の影響により、避難及び農産物生産の中止を余儀なくされた半径20km圏内(旧警戒区域)の農地等において、住民の帰還促進と営農再開を図る為、荒廃抑制・保全管理を行う。
相手方	名称	ふるさと小高区地域農業復興組合
	代表者	組合長 佐藤 良一
	所在地	南相馬市小高区東町一丁目122番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記復興組合は、地域の農業者等が構成員であることから、営農再開のための保全管理を実施する農用地の所在地及び地権者について熟知しており、農用地の保全管理に適した作業機器等を保有していることから、当該事業の実施に必要な地権者からの同意取得及び保全管理作業を迅速且つ適格に遂行できる唯一の事業者であるため、当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [小高区産業建設課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 0 8 5 旧警戒区域内農地保全管理（小高区津波浸水以外地区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区飯崎字仲沖地内外
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故の影響により、避難及び農産物生産の中止を余儀なくされた半径20km圏内(旧警戒区域)の農地等において、営農再開を目指し荒廃抑制・保全管理（除草等）を行う。
相手方	名称	小高区ふるさと農地復興組合
	代表者	組合長 佐藤 重幸
	所在地	南相馬市小高区大町2-74
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記復興組合は、地域の農業者等が構成員であることから、営農再開のための保全管理を実施する農用地の所在地及び地権者について熟知しており、農用地の保全管理に適した作業機器等を保有していることから、当該事業の実施に必要な地権者からの同意取得及び保全管理作業を迅速且つ適格に遂行できる唯一の事業者であるため、当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [小高区産業建設課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000089 学校管理業務委託
	履行場所	市内小中学校
	種類	業務委託
	概要	南相馬市内の各小中学校の児童生徒が安全安心な学校生活を送れるように校内外の整備管理や清掃等を行う。
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 教育総務課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000090 スクールカウンセリング等業務委託
	履行場所	原町第一小学校、小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校、原町第一中学校、原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校、鹿島中学校、小高中学校
	種類	業務委託
	概要	本業務は、社会的に問題となっているいじめや不登校などの児童生徒間の問題の解決、震災後の心のケアに資することを目的に、児童生徒の心のケアや教職員や保護者に対して指導助言等行うため、スクールカウンセリング等を実施するもの。
相手方	名称	学校法人 国際学園
	代表者	理事長 井上 一
	所在地	神奈川県横浜市青葉区さつきが丘 8 80
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、小中学校において臨床心理士等の有資格者によるカウンセリングの実施、学校関係者やスクールソーシャルワーカー等との連携・協力依頼もあり、震災後の平成24年度以降文科省事業により、市内小中学校に派遣されカウンセラー業務の実績があり、児童生徒の心の成長をきめ細やかに継続して見守っていくことができる事業所は当該事業者のみであるため、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 学校教育課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000091 中学校給食業務委託(原町区)
	履行場所	原町区内中学校(4校)
	種類	業務委託
	概要	原町区内各中学校における給食調理業務を委託し、学校給食の運営を図る。
相手方	名称	あぶくま給食サービス企業組合
	代表者	代表理事 前田一男
	所在地	南相馬市原町区栄町二丁目20番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>平成16年4月1日より原町区内各中学校給食調理業務の一部を民間委託するにあたり、専門業者への委託ではなく、市内経済状況・雇用環境等を考慮し、商工会議所を通し創業意欲・企業意欲のある方々に打診した結果、給食業務を理解した業者によって新たに企業組合を設立して事業を委託した経緯があり現在に至っている。それ以後学校給食業務に問題が生じることなく遂行している。</p> <p>このことから、入札参加資格を有する業者のうち原町区内の業者で原町区内各中学校での学校給食業務を委託できる唯一の業者であるため、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 学校教育課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000092 学校給食センター給食業務委託(鹿島区)
	履行場所	南相馬市学校給食センター
	種類	業務委託
	概要	学校給食業務
相手方	名称	かしま給食企業組合
	代表者	代表理事 若松篤実
	所在地	鹿島区寺内字狐畑 14-3
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>平成17年4月1日より、鹿島区の南相馬市学校給食センター給食業務を民間委託するにあたり、専門業者への委託ではなく、市内経済状況・雇用環境等を考慮し、商工会を通して創業意欲・企業意欲のある方々に打診した結果、給食業務を理解した業者によって新たに企業組合を設立して事業を委託した経緯があり、現在に至っている。それ以後、学校給食センター給食業務に問題が生じることなく遂行している。</p> <p>このことから、入札参加資格を有する業者のうち鹿島区内の業者で南相馬市学校給食センター給食業務を委託できる唯一の業者であるため、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [学校教育課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000093 博物館清掃業務委託
	履行場所	南相馬市博物館
	種類	業務委託
	概要	博物館の環境美化及び施設保全のため、館内、敷地内の清掃を行うもの。
相手方	名称	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目 78 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 この業務は軽易な清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。	
	工事等担当課名 [文化財課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000096 中央図書館・市民情報交流センター施設警備業務委託
	履行場所	中央図書館・市民情報交流センター
	種類	業務委託
	概要	中央図書館・市民情報交流センターにおける、警備員による施設警備業務を委託するもの。
相手方	名称	A L S O K 福島株式会社
	代表者	代表取締役社長 竹田 憲吾
	所在地	福島県郡山市喜久田町字松ケ作16番地98
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>中央図書館・市民情報交流センターの警備員による施設警備のほか、機械警備も当該業者に委託しており、そのノウハウを備えた当該業者に引続き委託することにより、迅速・的確に対応することができる見込まれることから、随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 { 中央図書館 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000098 駐車場ゲート機器保守業務委託
	履行場所	南相馬市立中央図書館・市民情報交流センター
	種類	物品委託
	概要	中央図書館・市民情報交流センターの駐車場ゲート機器の適正な状態を保つため、点検・調整等の機器保守管理を行うもの。
相手方	名称	アマノ株式会社郡山支店
	代表者	梅木 英二
	所在地	福島県郡山市島1丁目24番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>該当業者は、駐車場ゲート機器の設置業者であり、保守管理業務においても故障・補修時における速やかな派遣、措置を迅速に行うことができる。また、遠隔監視による詳細な運行管理を行うことができる唯一の業者であることから、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [中央図書館]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4282000099 エレベーター保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市立中央図書館・市民情報交流センター
	種類	物品委託
	概要	中央図書館・市民情報交流センターのエレベーターの適正な状態を保つため、点検・調整等の機器保守管理を行うもの。
相 手 方	名称	株式会社日立ビルシステム 東北支社
	代表者	支社長 備前 秀一
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>該当業者は、当該エレベーターの設置業者であり、構造を熟知し確実に業務の履行ができるのは当該業者しかいないため随意契約をする。</p>	
工事等担当課名 { 中央図書館 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000100 新刊全件マーク作成業務委託
	履行場所	南相馬市立中央図書館
	種類	物品委託
	概要	新刊全件マーク【毎年発行される出版点数、約70,000件の定期的なデータの提供】の作成業務を行うもの。
相手方	名称	株式会社図書館流通センター
	代表者	代表取締役 石井 昭
	所在地	東京都文京区大塚3丁目1番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、現在図書館で使用している図書館システムに取り込むための書誌データ（図書の基本情報）を作成する業務であり、当該業者は、当該図書館システムに対応し、かつ、十分な量のデータを作成できる唯一の業者であることから、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 中央図書館 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000101 北泉海浜総合公園施設維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北泉字地藏堂 地内外
	種類	業務委託
	概要	北泉海浜総合公園の(一部)再開に伴う、施設の維持管理を行う。
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	福島県南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>この業務は軽易な清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 都市計画課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000102 公園トイレ等清掃業務委託
	履行場所	南相馬市原町区錦町一丁目地内 外
	種類	業務委託
	概要	公園施設の清掃を週2回行う。 (トイレ清掃及びゴミ片付け21公園)
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	福島県南相馬市原町区東町三丁目78番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 この業務は軽易な清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。 また高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。	
	工事等担当課名 [都市計画課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000103 平成28年度広報みなみそうま編集作業業務委託
	履行場所	南相馬市役所 ほか
	種類	業務委託
	概要	市の行政施策や事業内容等を広く市民に知らせるとともに、市政に対する理解と参加を得るため、毎月2回広報みなみそうまを発行し、各世帯などに配布する。
相手方	名称	株式会社 まつざき印刷 原町営業所
	代表者	所長 新開 真紀子
	所在地	南相馬市原町区上町二丁目70番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>指名型プロポーザル方式による業者選定において、審査委員会による審査の結果、高い評価を得た上記業者と随意契約を締結する。</p>	
工事等担当課名 { 秘書課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000104 南相馬市除染作業事後モニタリング業務委託 (年間5ミリシーベルト超を含む区域)
	履行場所	除染対策課
	種類	業務委託
	概要	市内生活圏の除染が終了した地域ごとに、除染効果を確認するための事後モニタリングに係る業務を委託するもの。
	相手方	名称 竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノ共同企業体 代表者 株式会社竹中工務店東北支店 執行役員支店長 八木下知己 所在地 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、生活圏除染作業が終了した地域ごとに、除染効果及び効果が維持されていない箇所の確認のための事後モニタリング業務であり、現在、当該事業者にて委託している「南相馬市除染作業及び除去土壌等の保管管理業務」に関連した業務であり、除染という特殊な業務であることから、本業務を円滑に遂行するためには、専門的な知識や技術、業務への習熟が要求される。また、これまでに取得した除染作業等に関する膨大なデータ等を活用する必要があることから、当該事業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [除染対策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000105 南相馬市除染作業事後モニタリング業務委託 (特定避難勧奨地点を含む区域)
	履行場所	除染対策課
	種類	業務委託
	概要	市内生活圏の除染が終了した地域ごとに、除染効果を確認するための事後モニタリングに係る業務を委託するもの。
	相手方	名称 竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノ共同企業体 代表者 株式会社竹中工務店東北支店 執行役員支店長 八木下知己 所在地 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、生活圏除染作業が終了した地域ごとに、除染効果及び効果が維持されていない箇所の確認のための事後モニタリング業務であり、現在、当該事業者にて委託している「南相馬市除染作業及び除去土壌等の保管管理業務」に関連した業務であり、除染という特殊な業務であることから、本業務を円滑に遂行するためには、専門的な知識や技術、業務への習熟が要求される。また、これまでに取得した除染作業等に関する膨大なデータ等を活用する必要があることから、当該事業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [除染対策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 1 0 6 小高保健福祉センター施設内清掃業務委託
	履行場所	小高保健福祉センター
	種類	業務委託
	概要	小高保健福祉センターの環境美化及び施設保全のため、館内、敷地内の清掃を行うもの。
相手方	名称	社会福祉法人福島県福祉事業協会 原町共生授産園
	代表者	施設長 林 久子
	所在地	南相馬市原町区金沢字割田 2 2 8 番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>この業務は軽易な清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、障がい者就労施設等からの物品等調達方針に基づき当該業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [健康づくり課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000108 南相馬市復興工業団地事業（第1期造成工事）監理業務委託
	履行場所	商工労政課（施工場所：南相馬市原町区萱浜字赤沼地内）
	種類	業務委託
	概要	南相馬市復興工業団地事業（第1期造成工事）に係る監理業務 第1期造成工事 造成面積 33.1ha（全体70.1ha） 工場敷地面積 18.1ha（全体47.5ha）
相手方	名称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 遠藤 雄幸
	所在地	福島県福島市中町7番17号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、市が発注した工業団地造成事業に係る監理業務であることから中立性が求められる。</p> <p>（一財）ふくしま市町村支援機構は、県及び市町村の建設・土木に係る監理・技術業務を補完・代替する公的機関として設立された組織であり、また、長年にわたり積算業務や発注者支援業務に携わってきており当該業務を処理する知識や経験、技術を備えていると認められる県内唯一の機関であることから随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000109 高齢者向け応急仮設住宅入居者支援業務委託
	履行場所	南相馬市内牛越応急仮設住宅Ⅰ棟及び牛越仮設南集会所
	種類	業務委託
	概要	高齢者向け仮設住宅入居者へ声かけ等の巡回をしながら入居者の安否確認や相談を行なうとともに、入居者のサロン活動等業務。
相手方	名称	ワールドインテック福島
	代表者	代表取締役 本多 信二
	所在地	福島県郡山市中町15番9号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>平成23年から福島県の緊急雇用対策事業の絆づくり事業として、福島県において継続して行っていたが、福島県での事業見直しにより各市町村において行うこととなり、これまでの継続性や、今後避難者の生活再建等の相談等が増えることが予想されるため、実績のある当会社と契約することとしたい。</p>	
工事等担当課名 [長寿福祉課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

	件名等	(契約番号) 4282000118 南相馬市観光物産復興PR事業業務委託
	履行場所	一般社団法人 南相馬観光協会（南相馬市原町区本町二丁目52番地）
契約内容	種類	業務委託
	概要	東日本大震災による観光物産への風評被害を払拭するとともに、誘客拡大や特産品等の販売促進を図る。 委託内容 (1) 首都圏等で開催される物産展等での南相馬市産商品の物産PR活動 物産展等での出店管理 ・ 出展申請等の手続き・商品輸送 ・ 販売活動等出店に関する業務の全て (2) その他本事業の実施に関する業務の実施 本事業に関する実施計画書の作成（全体概要、スケジュール作成等） 南相馬市の観光PRに関すること 本事業に係る企業、団体、個人等との連絡・調整に関すること 本事業の期間中、全ての業務の運営指揮を執り行うこと。 本事業の実施に伴う南相馬市の経済効果に関する報告書を作成し提出すること。 その他本事業の目的を達成するための業務に関すること。
相手方	名称	一般社団法人 南相馬観光協会
	代表者	会長 鈴木 清重
	所在地	南相馬市原町区本町二丁目52番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本市の観光産業に深く精通するとともに、市独自の物産品を数多く取り扱っており、年間を通して首都圏等における物産展や観光イベントへの参加も多く、当該事業を実施するために必要なノウハウやネットワークが構築されている。 その条件を満たしているのは南相馬観光協会のみであることから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 { 観光交流課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000135 臨時災害放送「みなみそうまさいがいエフエム」業務委託
	履行場所	危機管理課（業務場所：南相馬市原町区本町二丁目地内）
	種類	業務委託
概要	東日本大震災に伴う臨時災害放送として、生活関連情報、交通情報、医療情報、モニタリング、市からのお知らせやイベント情報などを市民に迅速、適切に伝えるため南相馬市臨時災害FM放送局『南相馬ひばりエフエム』の管理運営を委託するもの。	
相手方	名称	栄町商店街振興組合
	代表者	理事長 片山 高明
	所在地	福島県南相馬市原町区大町一丁目133番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 当該業務は、東日本大震災時に災害や生活関連情報等を迅速に市民に提供するため、コミュニティエフエム放送局運営のノウハウを有していた栄町商店街振興組合に業務を委託し放送を開始したものであり、継続して実施するため栄町商店街振興組合との随意契約とする。	
工事等担当課名 { 危機管理課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4282000143 交流・定住促進相談業務委託
	履行場所	道の駅南相馬 観光交流館内
	種類	業務委託
	概要	首都圏在住者などの交流・定住に関する相談や情報発信などを行いながら、本市における交流・定住人口の増加を図る。 交流・定住に関する相談業務 交流・定住に関する事業の企画運営 交流・定住に関するWebサイトの開設及び更新 定住のための不動産情報の収集及び提供 定住のための就職情報の収集及び提供 認定特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター等との連携及び情報交換 南相馬市の観光情報等の発信 その他交流・定住に関する必要な業務
相 手 方	名称	南相馬市ふるさと回帰支援センター運営委員会
	代表者	会長 門馬浩二
	所在地	南相馬市原町区高見町二丁目30番地の1（道の駅南相馬 観光交流館内）
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、首都圏在住者などの交流・定住に関する相談や情報発信などを行いながら、本市における交流・定住人口の増加を図る業務である。</p> <p>上記の業者は、商工団体や農業団体をはじめ、農林業者、旅館業者、不動産業者、観光業者など70余の個人、団体及び企業から構成され、当該個人、団体及び企業が連携・協力し、各種情報やノウハウなどを活用・発揮しながら、交流・定住に関する様々な取組を実践している唯一の組織である。また、当該業者は全国にネットワークを有するほか、他県での実績も豊富で、相談者などの認知度も高いことから、円滑かつ効果的な取組が行えるとともに、現在も交流・定住推進の中心的な役割を担っていることから、本業務を履行できるのは当該業者のみであるため、随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔 企画課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 1 4 7 平成 28 年度国民健康保険税納税通知書印字等業務委託
	履行場所	総務部税務課市民税係
	種類	業務委託
	概要	平成 28 年度国民健康保険税納税通知書への印字及びブックイング業務を委託するもの。
相手方	名称	株式会社日立システムズ東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目 15 番 1 号
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9 号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は賦課処理から納税通知書発送までの業務を委託するものであり、当該システムの納入業者でなければ既存データ及び機能との不整合等が発生した場合の対応ができない。</p> <p>また、納税通知書の大量一括処理は専門の機械で処理をすることを前提としたカスタマイズとなっているが、システムの運用方法やカスタマイズに精通している業者でなければ業務を履行することができないため、賦課処理から納税通知書等発送までの短期間における大量処理ができる上記業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 税務課 }		

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4282000148 南相馬市市民意識調査業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目27番地内
	種類	業務委託
	概要	市民の意向を市の計画や施策・事業等へ反映するため、全市民からの無作為抽出(3,000人)に対してアンケート調査を行う。
相 手 方	名称	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所
	代表者	所長 千葉 記章
	所在地	宮城県仙台市青葉区二日町11番11号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>本業務は、市の復興関連事業への取り組みの評価及び将来のまちづくりに対する市民の意見を把握し市政へ反映するため、平成25年度から継続して実施している調査事業である。</p> <p>上記事業者への継続的な委託により、これまで業者が本業務を通じて蓄積したノウハウやこれまでの調査データを有効に活用した効率的かつ効果的な調査結果が見込まれる。</p> <p>なお、本業務を開始した平成25年度の業者選定については、指名型プロポーザル方式により当該業者の選定を行った経緯がある。</p>	
工事等担当課名 { 企画課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000149 再生可能エネルギー体験教室運營業務委託
	履行場所	南相馬ソーラー・アグリパーク(南相馬市原町区泉字前向15番地)
	種類	業務委託
	概要	再生可能エネルギーや省エネルギーの取り組みに対する理解と普及を図るため、自然エネルギー等について「知る」「つくる」「使う」ことなどを楽しみながら体験できる教室・見学ツアーの企画、運営を行う。
相手方	名称	一般社団法人あすびと福島(旧福島復興ソーラー・アグリ体験交流の会)
	代表者	代表理事 半谷 栄寿
	所在地	南相馬市原町区泉字前向15番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託は、上記相手方が所有する独自の体験学習施設や学習プログラムのノウハウを活用するものであり、福島県の再生可能エネルギー見える化推進事業の委託を受けていることや、市内小中学校の総合学習での実績、これまでの本市普及啓発事業を行っていたことなど、独自性、経験等から判断し優れた事業効果が期待できる上記相手方と随意契約することとする。</p>	
工事等担当課名〔 新エネルギー推進課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000150 各種証明書コンビニ交付導入業務委託
	履行場所	南相馬市役西庁舎3階情報政策課内
	種類	業務委託
	概要	個人番号カードを用いてコンビニエンスストアにおける証明書交付サービスを構築し、証明交付の時間帯及び交付場所の大幅な拡充を図り、市民が必要な時に容易に証明書の取得が可能となる環境を整備する。
相手方	名称	株式会社日立システムズ東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業務は、住民情報システム及び戸籍システムとの連携が必要なことから、システムの設置業者である株式会社日立システムズとの随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 市民課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000151 食品等放射能簡易分析装置保守点検業務委託 (FD-08Cs1000-1-50)
	履行場所	石神生涯学習センター 外
	種類	業務委託
	概要	食に対する安全安心の確保を図るため、福島県から貸与された放射能簡易分析装置7台を石神生涯学習センター等に配置し、自家消費野菜等の検査を行っている。分析装置は放射能測定の正確性を確保するため、年に一回の保守点検を行う必要があり、この業務を委託する。
相手方	名称	株式会社東栄科学産業
	代表者	代表取締役 山城 智万
	所在地	宮城県仙台市太白区富沢4丁目8-29
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本市に設置してある分析装置のうち、「FD-08Cs1000-1-50」7台については上記事業者が納入者であり、分析装置の保守点検は上記事業者しか行えないことから、上記事業者と随意契約を締結するものである。	
	工事等担当課名 { 生活環境課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000152 小高生涯学習センター「浮舟文化会館」空調設備保守点検業務委託
	履行場所	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」
	種類	業務委託
	概要	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」の空調設備の機能維持を図るため、保守点検を行う。
相手方	名称	オーク設備工業株式会社東北営業所
	代表者	所長 菅原 一 誠
	所在地	仙台市宮城野区榴岡4 - 6 - 1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	9号	落札者が契約を締結しないとき
	【具体的に記入すること】 当該設備の保守点検については、冷温水発生機等、特殊な機器の保守点検を行うため、メーカーの専門的技術を習得している業者でなければ履行できないことから、当該設備の設置業者である当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 1 5 3 平成 28 年度介護保険料納入通知書・納付書印字業務委託
	履行場所	南相馬市役所健康福祉部長寿福祉課
	種 類	業務委託
	概 要	平成 28 年度介護保険料当初賦課保険料額決定通知・納付書及び保険料減免決定通知に係る介護保険システムからのデータ吸上げ・搬送及び加工、並びにその内容を市が準備する専用紙の所定位置への印字。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 堀谷 敦
	所 在 地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	✓ 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務については、賦課処理から納入通知書等発送までの業務を委託するものであり、当該システムの納入業者でなければ既存データ及び機能との不整合等が発生した場合の対応が出来ない。また、納入通知書等の大量一括処理は専門の機械で処理をすることを前提としたカスタマイズとなっているが、システムの運用方法やカスタマイズに精通している業者でなければ業務を履行することができないため、賦課処理から納入通知書等発送までの短期間における大量処理ができる上記業者との随意契約といたしたい。	
	工事等担当課名 { 長寿福祉課 }	

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000158 観音堂石仏環境調査測定業務委託
	履行場所	南相馬市小高区泉沢字後屋地内
	種類	業務委託
	概要	国指定史跡観音堂石仏の保存科学的な環境から把握し、史跡の性質や状態に応じた恒久的な保存措置を講じるためのデータを得るための環境調査を行うもの。
相手方	名称	東北電子産業株式会社 東京支店
	代表者	支店長 鈴木秀敏
	所在地	神奈川県川崎市中原区新丸子東2-897 ラポール新丸子203
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの。	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 史跡の特性に対応したデータの取得ができるのは当該システムのみであり、指名登録業者のうち当該システムの設置およびデータ取得等の運営作業の実施可能な業者は当該業者しかいないため、当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 [文化財課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000161 行政情報システム公会計連携コネクタ導入業務委託
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	平成28年度より運用が開始された公会計に対応するための、行政情報システムのカスタマイズ業務
相手方	名称	日本電気株式会社福島支店
	代表者	支店長 大野 淳一
	所在地	福島県福島市本町5番5号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>行政情報システムにおけるカスタマイズの実施は、行政情報システムに対する影響度を調査のうえ、行政情報システムの動作に影響を与えないよう調整を行う必要があり、上記調査及び調整も含めて業務を行うことができるのは、行政情報システムの構築業者のみであることから、システムの構築業者である上記業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000162 南相馬市超高速インターネット光ファイバーケーブル支障移転業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区南柚木地内
	種類	委託
	概要	N T T 所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの移転
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	部門長 吉宗 俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>超高速インターネット環境管理運営事業を行うに当たって、I R U 契約の締結事業者の選定をプロポーザル方式により行った経過があり、提案の内容等から東日本電信電話(株)福島支店(現 東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部門)とI R U 契約を締結することとなった。この契約の中(プロポーザルの内容)には光ファイバ網に関する保守・修繕についての提案も含まれていたことから、東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部門と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000175 牛来浄水場除染作業業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛来字大沢地内
	種類	工事
	概要	牛来浄水場除染業務 1式 A=5041m2
相手方	名称	竹中工務店・竹中土木・安藤ハザマ・千代田テクノル共同企業体 (株)竹中工務店東北支店
	代表者	支店長 八木下知己
	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町3-4-33
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は南相馬市の生活圏除染受注者であり、除染作業等に関し十分な知識・経験等を有しており、的確かつ適正な業務履行が見込まれるとともに、当該業務については、除染後の洗浄排水や発生土壌等の汚染除去物については生活圏除染と一体で処理することが必要であることから、生活圏除染を受注している上記業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [水道課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 1 7 6 南相馬市復興工業団地草刈業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上渋佐・萱浜地区内
	種類	業務委託
	概要	南相馬市復興工業団地の用地内の草刈り管理を行い、地域環境の保全を図る。
相手方	名称	原町区地域農業復興組合
	代表者	組合長 佐藤 重久
	所在地	南相馬市原町区上渋佐字原田 3 5 7 - 6
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記復興組合は、地域の農業者等が構成員であり、農用地の保全管理に適した作業機器等（草刈機等）を保有していることから当該事業を迅速に且つ、適格に遂行出来る事業者であり当組合へ発注することにより、地域農業の復興が図られることから当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 商工労政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 1 8 7 防災集団移転促進事業 移転元買取用地除草作業(原町区)業務委託
	履行場所	南相馬市原町区金沢字水神崎地内外
	種類	業務委託
	概要	防災集団移転促進事業において取得した用地のうち、他の事業区域に含まれない範囲の草類の刈払を行い、地域の環境整備を図る。
相 手 方	名称	原町区地域農業復興組合
	代表者	佐藤重久
	所在地	南相馬市原町区上渋佐字原田 357-6
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記復興組合は、地域の農業者等が構成員であり、農用地の保全管理に適した作業機器等（草刈機等）を保有し、委託場所の地理に精通している。これらのことから、当該事業を迅速に且つ、的確に遂行出来る事業体である。このため、当組合へ発注することにより、地域農業の復興が図られることから当該組合と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 都市計画課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000194 参議院議員通常選挙投票所入場券印刷及び入場券封入作業業務委託
	履行場所	選挙管理委員会事務局
	種類	業務委託
	概要	参議院議員通常選挙にける投票所入場券の印刷、世帯ごとの封入作業及び住所ごとの仕分け作業を行う。
相手方	名称	株式会社 F S K
	代表者	代表取締役 鬼澤 浩正
	所在地	いわき市内郷御厩町3-168
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>県内業者で上記業務を受託できる業者が上記業者しかなく、業務に精通し長年にわたり本市に投票所入場券の納入実績があり短期間で納入が可能な上記業者と随意契約をするものである。</p>	
工事等担当課名 [選挙管理委員会]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000199 南相馬市超高速インターネット光ファイバーケーブル支障移転業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区南柚木字西久保地内
	種類	委託
	概要	NTT所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの移転
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	部門長 吉宗 俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>超高速インターネット環境管理運営事業を行うに当たって、IRU契約の締結事業者の選定をプロポーザル方式により行った経過があり、提案の内容等から東日本電信電話(株)福島支店(現 東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部門)とIRU契約を締結することとなった。この契約の中(プロポーザルの内容)には光ファイバ網に関する保守・修繕についての提案も含まれていたことから、東日本電信電話(株)ビジネス&オフィス営業推進本部福島法人営業部門と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000200 標的型攻撃メール対応訓練業務委託
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	本市メールアカウントを所有する正職員・嘱託職員（以下職員等）に対し、疑似攻撃を埋め込んだ添付ファイル付きのメール（以下、標的型攻撃メール）を送信することで、標的型攻撃メールに対する意識付け及び対応力の向上を図る。
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	部門長 吉宗 俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本市とイントラネット構築業者である上記業者と協議のうえ決定している。</p> <p>本市の各種セキュリティ設定に阻害されることなく、疑似的な標的型攻撃メールを職員のアドレスに送付するためには、本市のセキュリティに関する設定内容を公開しなければならず、イントラネットのセキュリティを保つことが困難になることから、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000202 南相馬市企業立地サポート事業業務委託
	履行場所	南相馬市
	種類	業務委託
	概要	南相馬市の企業誘致活動を効果的に展開するため、アンケート調査及び企業誘致推進員を配置した国内企業の立地計画等の情報収集や企業訪問活動を実施するとともに、南相馬市の工業団地のPR等を行うものである。
相手方	名称	一般財団法人 日本立地センター
	代表者	理事長 鈴木 孝男
	所在地	東京都千代田区神田駿河台一丁目8番地11
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該法人は、「産業立地、地域産業の振興を通じ、個性と調査に満ちた豊かな地域社会を実現する。」という理念のもと事業を行っている法人で、本市の企業誘致に関する事業推進のため、H25年度は「工場等の生産・立地動向調査」、H26年度は「地域企業等の現況把握、国及び県、市の復興計画を踏まえた産業振興策の現況把握による産業振興及び企業誘致戦略の検討」、H27年度は「企業立地サポート業務」を継続的に委託している。</p> <p>本業務は、企業誘致経験及び多くの企業情報の蓄積が必要なことから、企業アンケート実績や企業訪問実績があり、経験と情報を所有し企業誘致の指導的機関である当該事業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名〔 商工労政課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000203 農業系汚染廃棄物仮置整備事業業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	国が定める放射性セシウム濃度の基準値を超過する農業系汚染廃棄物について、飯舘村減容化施設への収集・運搬するまでの間一時保管所を整備する。
相手方	名称	ふくしま未来農業協同組合
	代表者	代表理事組合長 菅野 孝志
	所在地	福島市北矢野目字原田東1-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>内申理由 ふくしま未来農業協同組合（合併前のそうま農業協同組合）は、平成23年度から平成26年度まで当該事業の委託業者であり、これまでの実績から現場の状況を把握し継続して事業を履行できることから、上記事業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 { 農政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 2 1 4 南相馬チャンネル受信エリア調査業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	物品
	概要	南相馬チャンネルの難視聴エリア解消を図るため、現時点での電波到達状況エリア（受信エリア）について調査を行う。
相手方	名称	株式会社フィッシュアイ
	代表者	代表取締役 高橋 秀忠
	所在地	福島県南相馬市信田沢字下信田 3 2 8 - 7
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 南相馬チャンネルに係る受信エリアの調査を実施するためには、南相馬チャンネルの各送信局を操作して出力レベルの確認を行う必要があるが、放送を停止させることなく送信局の操作を行うことができるのは、南相馬チャンネルの管理運営を行っている（株）フィッシュアイのみであることから、上記業者と随意契約とする。	
	工事等担当課名 [情報政策課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 2 3 0 小高生涯学習センター「浮舟文化会館」施設管理業務委託
	履行場所	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」
	種類	業務委託
	概要	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」の施設について、祝日の施設管理を図るため、施設の管理業務を委託するもの。
相手方	名称	ALSOK 福島株式会社
	代表者	代表取締役社長 竹田 憲吾
	所在地	郡山市喜久田町字松ヶ作 16 番地 98
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>小高生涯学習センター「浮舟文化会館」の施設警備業務の委託先であり、施設関係業務を熟知していること、さらには、事故発生時の対応システム確立が図れていることから業務遂行が可能な業者であることから随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000231 地域水田再生試験栽培請負業務委託契約
	履行場所	農政課
	種類	業務委託
	概要	営農再開に向け、作付再開準備区域において水稻の放射性物質汚染の影響とその要因等を把握するために、実証田を設定し稲の栽培をする。
相手方	名称	ふくしま未来農業協同組合
	代表者	代表理事組合長 菅野 孝志
	所在地	福島市北矢野目字原田東1-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	ふくしま未来農業協同組合（合併以前のそうま農業協同組合）は、平成26年度及び平成27年度において当該事業を委託している業者であり、これまでの実績から、生産者による栽培及び台帳等を管理統括し、肥料及び吸収抑制材等の円滑な資材提供が可能であるため、上記事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 { 農政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4282000248 災害公営住宅エレベーター保守点検業務委託(栄町団地)
	履行場所	栄町団地(3基)
	種類	業務委託
	概要	定期的な保守点検により庁舎内エレベーターの機能維持を図る。
相手方	名称	株式会社日立ビルシステム 東北支社
	代表者	支社長 備前 秀一
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目1番1号 仙台ファーストタワー
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該エレベーターの設置業者であり、当該業者以外では保守点検を行うことができないため、随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 [建築住宅課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 2 0 0 0 2 6 6 南相馬市木造住宅耐震診断(第1期)業務委託
	履行場所	南相馬市原町区錦町一丁目地内 外
	種類	業務委託
	概要	耐震基準を満たさない旧基準の木造住宅に対し耐震診断を実施する事業。
相手方	名称	一般社団法人福島県建築士事務所協会
	代表者	会長 渡邊 武
	所在地	福島県福島市五月町4番25号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>耐震診断業務を実施できる建築士が少なく、また耐震診断の委託期間が短く件数も多いことから、県内の他市町村においても実績があり、信頼性の高い成果品の納入が期待できる耐震診断業務を実施可能な建築士が複数登録する協会と随意契約を行いたい。</p>	
工事等担当課名 { 建築住宅課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。